

日本造血細胞移植学会学会賞に関する規定

2019年9月27日制定

第1条

本賞は、日本造血細胞移植学会学会賞と称する。

第2条

造血細胞移植の進歩に基礎的にも臨床的にも貢献する独創的かつ顕著な研究成果を発表し、かつ将来さらなる発展が期待できる研究者に対し、日本造血細胞移植学会学会賞を与え、顕彰する。

第3条 受賞候補者

以下の条件を満たす者とする。

1. 日本造血細胞移植学会会員歴5年以上の正会員であること。

第4条 選考要領

広く学会員に推薦を募り、賞等選考委員会で選考し、理事会で決定する。

第5条

1. 該当年度の総会において理事長より表彰を受けるとともに副賞を授与される。
2. 副賞は50万円の研究助成金とする。
3. 受賞者は該当年度の総会において30分程度の受賞記念講演を行う。

第6条

令和元年度(第42回総会)から実施する。